

# 発電所の環境アセスメント

岡 松 廣次郎\*

## 1. はじめに

世界は、不安定で不透明なエネルギー問題をどう克服するかという難題をかかえて、1980年代を迎えました。とりわけ、石油や他の資源の殆んどを海外に依存している我国にとっては、この問題の解決如何が国の命運にかかっているといつても過言ではありません。特に、石油消費量の大きい電気事業にとって重要な課題です。一方、電気の消費は伸び続けており、その安定供給を使命とする当社では、毎年60～70万kWの発電所を建設する必要があり、しかもその発電所づくりは脱石油を目指したものでなければなりません。当社は、原子力をベースに、石炭、LNG（液化天然ガス）などの発電所づくりを積極的に進めるとともに、水力、地熱の開発利用にも力を入れています。

さて、発電所建設に当たって忘れてはならないのが環境問題です。当社では、その重要性を十分認識し、環境問題を単に公害の防除という観点からだけとらえるのではなく、先見的施策の展開、予防管理の徹底など、総合的な環境保全対策を進めております。因に、石炭火力発電所では環境保全対策費が全般投資額の20～30%を占めています。その総合的な環境保全対策の基本となっているのが環境アセスメントです。電気事業では発電所の建設計画に当たり「環境影響調査要綱」（昭和54年6月、資源エネルギー庁通達）に基づき、周辺環境に及ぼす影響について、事前に詳細な調査、予測、評価を行い、その結果を反映することとしています。

## 2. 環境アセスメント実施までの経緯

我国において環境アセスメントの考え方を取り入れられたのは、昭和47年の閣議了解「各種公共事業における環境保全対策について」であり、道路、港湾、公有水面埋立て等の公共事業における環境アセスメントの実施が行政指導により行われました。その後、昭和48年の第71回国会において、港湾法、公有水面埋立法及び工場立地法の一部改正、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和53年、瀬戸内海環境保全特別措置法と改称）の制定により、法的に環境アセスメントが導入されました。

発電所の立地については、昭和52年6月の総合エネルギー対策推進会議の了解「電源立地の推進について」の後、同年7月、通商産業省は「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」の省議決定を行いました。さらに、昭和54年6月、資源エネルギー庁は「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施方針」の通達を行いました。これは

\* 九州電力㈱ 環境部長

- ① 発電所の立地に関する環境影響調査要綱
- ② 環境影響調査及び環境審査に伴う地元住民等への周知等の措置要綱
- ③ 発電所の立地に関する環境審査指針

からなっており、現在、発電所の立地計画に当っては、この要綱に従って環境アセスメントが実施されています。

### 3. 発電所立地手続きにおける環境アセスメントの位置づけ

発電所の立地選定から運転開始に至るまでは、各種の手続きと長い期間を要します。この長い道程の中に、国の電源開発調整審議会による計画の決定があります。

発電所立地の環境アセスメントは、漁業補償や用地問題の解決、地元（県知事）の同意とともに、電源開発調整審議会による計画決定の必要条件とされています。その要綱はつぎのとおりです。

- ① 環境影響調査の実施
- ② 環境影響調査書について地元住民への周知等
- ③ 環境審査
- ④ 電源開発調整審議会における意見調整等
- ⑤ 環境影響調査書の修正

### 4. 発電所立地の特徴

発電所建設は、前述のような諸手続きと、広大な用地の手当、大規模な工事のため10年以上の建設期間を必要としておりますが、このほか次のような特徴があります。

- ① 電力需要規模の増大に伴い、発電所容量も次第に大型化する傾向にあるため、排煙の規模も大きく、排煙の及ぶ範囲も比較的広範囲に及んでいる。
- ② 復水式蒸気タービンを採用しているので、多量の冷却水が必要である。この冷却水は温排水として海域へ排出される。
- ③ 冷却水の取・放水と燃料輸送の便を考慮して、我国の発電所は殆んど臨海発電所である。
- ④ 臨海立地の関係上、前面海域の浚渫や埋立てを伴うケースが多い。
- ⑤ 完全に自動化された装置産業であり、その設備投資額に較べると、地元に対する経済的寄与が比較的少ない。このため、電源三法による地域振興策が図られております。

### 5. 環境アセスメントの概念

「発電所の立地に関する環境調査要綱」に定められた環境調査及び評価項目は次のとおりです。

- ① 発電所の計画概要

- ② 環境の現況
- ③ 環境保全のために講じようとする対策
- ④ 環境影響の予測及び評価
- ⑤ その他、環境保全のため講じようとする措置
- ⑥ 総合評価

## 6. あとがき

環境アセスメントは自然科学、社会科学に関する総合的な情報を必要としますが、現状では生態系や環境汚染のメカニズムが十分解明されているとは云えません。しかし、環境アセスメントは科学的な情報のみで成立するものではなく、地域住民のコンセンサスが得られるような地域固有の価値判断方法も適用されなければなりません。環境の変化が外部から仕かけられたものか、自ら望んだものかによって価値判断の基準は違ったものになります。

電力についてみると、従来、電力は快適な生活環境を形成するうえで不可欠なものという認識が強く作用していましたが、省資源、高福祉という時代の要請から、何故これ以上の電力が必要かという卒直な疑問も提起されています。発電所の立地に関する環境アセスメントは、どこにどのような発電所を作るべきかを評価するまえに、このような疑問を解決することから始めなければならないと考えます。

なお、近年、開発行為に係る環境アセスメントの法制化の動きが活発に行われていますが、発電所建設に当たっては、以上申し述べたように、環境アセスメントはすでに実施されているといえましょう。